child care
子育て

来年度小学校に入学するお子さんのいるご家庭へ

来年度小学校に入学予定のお子さんは、平成31年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた皆さんです。

このお子さんのいるご家庭には、8月末までに就学時健康診断実施通知書を送付していますので、ご確認ください。

通知書がお手元に届かない場合、また、本市へ避難されているお子さんで、来年度本市の学校へ入学を希望される場合は左記までご連絡ください。

◎問い合わせ…
学校教育課管理係
☎(55)5151
Fax(22)3147

幼児教育・保育の無償化

無償化の期間

満3歳になった後の4月1日～小学校入学(3年間)

※幼稚園の場合は、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。

※住民税非課税世帯については、0～2歳までの子どもも対象となります。

対象となる施設・事業等

①幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育
②認可外保育施設等での保育
③幼稚園の預かり保育
④一時預かり事業
⑤病児保育事業
⑥ファミリーサポートセンター事業
⑦就学前の障がい児の発達支援の利用(3～5歳)

※②～⑥は、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

保護者の負担となる経費

・通園送迎費
・食材料費(給食費)
・行事費　など

手続き

対象となる施設に入園・入所中の方については、施設を通して手続きの方法等をお知らせしていますが、市外の施設を利用されているなどで、案内を受け取っていない場合は、下記までお問い合わせください。

対象事業	月額上限額
幼稚園の保育料 (子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園)	25,700円
認可外保育施設等の保育料	3～5歳　37,000円 0～2歳　42,000円
幼稚園の預かり保育料	11,300円 (利用日数×450円) ※いずれか低い方

市外の保育所等を利用されている保護者の方へ、保育料を助成します

次の施設を利用しているお子さんの保育料も対象となります。施設から案内を受け取られていない方は下記までご連絡ください。

対象施設
市外の認可外保育所

対象児童
市内に住所のある児童

助成内容
下表のとおり

助成方法
利用している施設を通して助成します。

※市内の認可外保育所を利用されている方には、順次案内を送付していますが、不明な点については下記までお問い合わせください。

※幼児教育・保育の無償化の対象となる方は、無償化での助成が優先となります。

施設	対象者	助成内容(助成上限額)
認可外保育所	市民税所得割額48,600円未満の世帯の児童	保育料全額助成 ※ただし事業所内保育所は、次の金額を上限に助成します。 3歳以上児…月額13,200円 3歳未満児…月額15,600円
	市民税所得割額57,700円未満の世帯の児童で、第2子以降に当たる児童	
	市民税所得割額57,700円以上の世帯の児童で、「未就学児のみ」を数えて第2子以降に当たる児童	
	上記以外の児童	月額5,000円

◎問い合わせ…
子育て支援課幼保管理係
☎(55)5112
Fax(22)1547

二本松市乳児等通園支援事業

こども誰でも通園制度

が始まります

令和7年9月より

こども誰でも通園制度とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

保育所等に通っていない0歳6カ月～満3歳未満のお子さん

利用方法

月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能

制度を利用すると…

こどもにとって

・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。

・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。

・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします。

保護者にとって

・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながるきっかけとなり、これによりさまざまな情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります。

・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月一定時間でも、こどもと離れる時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。

一時預かりとの違い

一時預かり事業が「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」のではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

利用申請について

制度を利用するにあたっては事前に利用登録申請が必要です。

オンライン申請またはぴったりサービスからお申し込みください。

オンライン申請

ぴったりサービス

※郵送または下記窓口でも申請できます。

実施施設について

実施施設については市ウェブサイトをご確認ください。

利用登録が完了するとシステム上で各施設の事前面談の予約等が可能となります。

利用料について

各実施施設においてこども一人1時間あたり300円を基本として利用料がかかります。

その他教材代等の実費負担がある場合がありますので、各実施施設にお問い合せください。

利用までの流れ

利用者による申請

※オンライン申請・ぴったりサービスで申請

市による認定

決定通知受理

事前面談予約

事業所との面談の予約はシステムで行います。

事前面談

施設の利用

事業所内で実施

実施施設や制度の詳細については、こちらからご確認ください。

市ウェブサイト

◎問い合わせ…子育て支援課幼保指導係
☎(24)5181 Fax(22)1547